

1. 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の創設

(1) 創設の背景

問題点

訪問介護などの在宅サービスが増加しているなか、
重度者を始めとした要介護高齢者の在宅生活を24時間支える仕組みが不足している。
また、医療ニーズが高い高齢者に対して医療と介護との連携が不足している。



24時間地域巡回型訪問サービス創設の検討

2

(2) 「24時間地域巡回型訪問サービスの在り方検討会」の報告（一部抜粋）

24時間地域巡回型訪問サービスの基本的な考え方

【最終的な目標】

「単身・重度の要介護者」であっても、在宅を中心とする住み慣れた地域で、尊厳と個性が尊重された生活を継続することができるような社会環境の整備。

- 本サービスは、在宅の要介護高齢者の日常生活を支えるために必要な介護・看護サービスを、包括的かつ継続的に提供するものであり、「地域包括ケア」の仕組みを支える基礎的なサービスとして位置付けられるものである。
- 本サービスは、適切なアセスメントとマネジメントに基づいて、介護サービスと看護サービスが連携を図りつつ、「短時間の定期訪問」、「随時の対応」といった手段を適宜・適切に組み合わせ、1日複数回、「必要なタイミング」で「必要な量と内容」のケアを一体的に提供する「まったく新しいサービス類型」である。

< 24時間地域巡回型訪問サービスの基本コンセプト >

①一日複数回の定期訪問と継続的アセスメントを前提としたサービス

➢ 一日複数回の定期訪問によるサービス提供を行い、在宅生活を包括的に支えるとともに、利用者の心身の状況について介護・看護の視点から継続的にアセスメントを行う。

②短時間ケア等、時間に制約されない柔軟なサービス提供

➢ 継続的なアセスメントに基づき、施設におけるケアと同様、利用者の心身の状況に応じて、提供時間の長さやタイミングを柔軟に変更しながら必要なサービスを提供する。

③「随時の対応」を加えた「安心」サービス

➢ 一日複数回の定期訪問に加え、利用者からのコールを受けた場合に、利用者の心身の状況等を踏まえコール内容を総合的かつ的確に判断し、必要な対応を行うことにより在宅生活の安心感を提供する。

④24時間の対応

➢ 日中帯を中心に定期訪問サービス提供を行い、起床から就寝までの在宅生活を包括的に支えるとともに、発生頻度は少ないながらも確実に存在する深夜帯のニーズに対応するため、24時間の対応体制を確保する。

⑤介護サービスと看護サービスの一体的提供

➢ 在宅生活を包括的かつ継続的に支える観点から、利用者の看護ニーズに対応するため、介護・看護サービスを一体的に提供する。

3

(3) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の創設

重度者を始めとした要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護を一体的又はそれぞれが密接に連携しながら、定期巡回訪問と随時の対応を行うサービスとして「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」が平成24年4月に創設されました。

在宅での24時間の対応を確保し、夜間の不穏の場合の話し相手、排せつ介助、緊急時の対応などを提供するとともに、看護職員による心身のケアに対して医療的な視点を盛り込み、在宅サービスにおいても介護職員と看護職員の連携を基本とした専門性の高いサービスを提供することで、高齢者が中重度の要介護状態になっても住み慣れた地域で在宅生活を継続する可能性を高めることができることから、地域包括ケアシステムの中核的な役割を担う重要なサービスとして位置付けられています。

- **地域密着型サービス**の一類型として創設されました。
- 対象者は**要介護者のみ**（要支援1,2の人は利用できません）です。
- 「**定期巡回サービス**」、「**随時対応サービス**」、「**随時訪問サービス**」、「**訪問看護サービス**」の4つの機能を有しています。その機能が有機的に一体となって、一人ひとりの利用者にとって効果的にサービスが提供されます。
 - ① 「定期巡回サービス」：訪問介護員等が定期的（原則、1日複数回）に利用者の居宅を巡回して日常生活上の世話を行います。
 - ② 「随時対応サービス」：あらかじめ利用者の心身の状況、その置かれている環境等を把握した上で、随時、利用者又はその家族等からの通報を受け、通報内容等を基に相談援助を行う又は訪問介護員等の訪問若しくは看護師等による対応の要否を判断するサービスです。
 - ③ 「随時訪問サービス」：随時対応サービスにおける訪問の要否等の判断に基づき、訪問介護員等が利用者の居宅を訪問して日常生活上の世話を行います。なお、通報があつてから、概ね30分以内の間に駆けつけられるような体制確保に努める必要があります。
 - ④ 「訪問看護サービス」：看護師等が医師の指示に基づき、利用者の居宅を訪問して行う療養上の世話又は必要な診療の補助を行います。また、療養上の世話又は診療の補助の必要でない方であっても、概ね1月に1回はアセスメントのため看護職員が訪問します。

4

定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスのイメージ



(資料出所) 厚生労働省「定期巡回・随時対応サービスの概要」

サービス提供の例



(資料出所) 厚生労働省「定期巡回・随時対応サービスの概要」

6

2. 定期巡回・随時対応型訪問介護看護における類型

「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」では、看護職員の体系に基づき、2つの類型が定義されています。

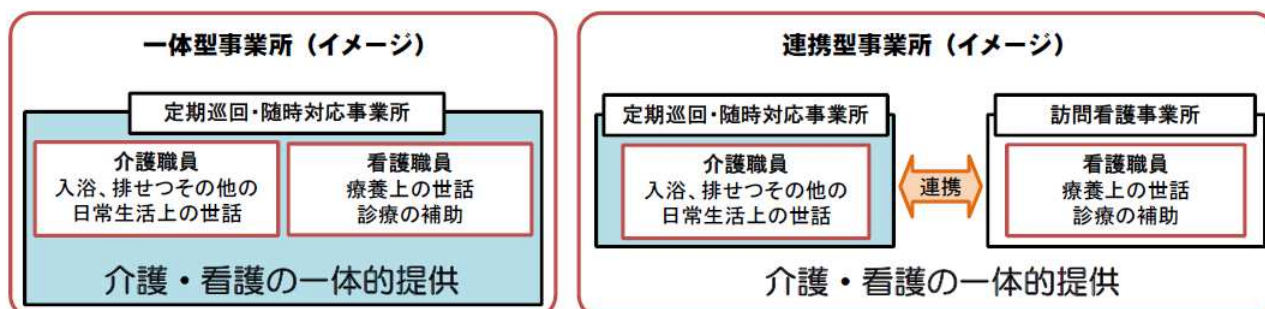
①一体型事業所

1つの事業所で、「定期巡回サービス」、「随時対応サービス」、「随時訪問サービス」、「訪問看護サービス」を一体的に提供する事業所

②連携型事業所

地域の訪問看護事業所と連携をしてサービスを提供する事業所（「訪問看護サービス」は連携先の訪問看護事業所が提供）

※いずれにおいても、医師の指示に基づく看護サービスを必要としない利用者が含まれます。

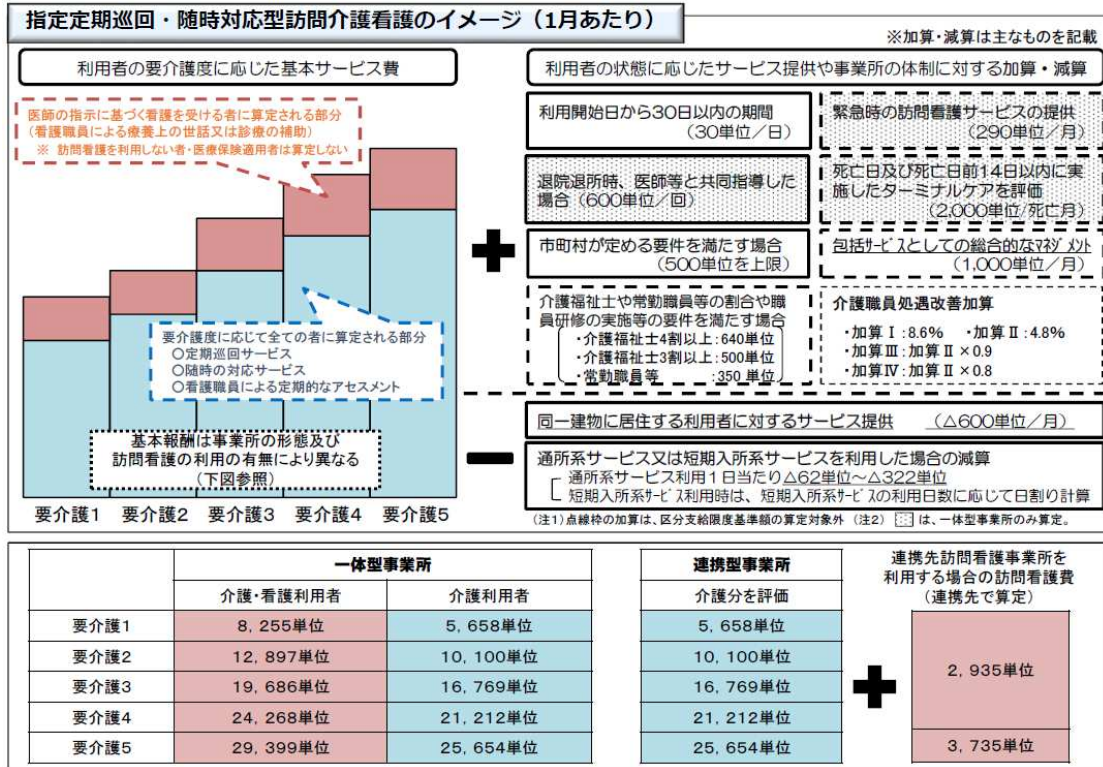


(資料出所) 厚生労働省「定期巡回・随時対応サービスの概要」

7

3. 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の介護報酬

(1) 介護報酬



(資料出所) 厚生労働省「定期巡回・随時対応サービスの概要」

(2) 他サービスの利用に関する制限

●併用できないサービス

次のサービスについては、サービス内容が重複することから、定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービス利用時は算定できません。

- ① 訪問介護 (通院等乗降介助を除く。)
- ② 訪問看護 (連携型利用時を除く。)
- ③ 夜間対応型訪問介護

●通所系サービス、短期入所系サービス利用時の日割り計算

区分支給限度額の範囲内で、柔軟に通所・短期入所ニーズに対応するため、次のとおり日割り計算を行います。

- ① 通所系サービス利用時: 1日分の単価の3分の1 (33%) 相当額を日割り減算します。
- ② 短期入所系サービス時: 短期入所系サービスの利用日数に応じた日割り計算を行います。

●医療保険の訪問看護利用時

当該期間については、介護のみ利用者の単位数を算定します。